

〔平 12.10.3〕
〔総 2 - 3〕

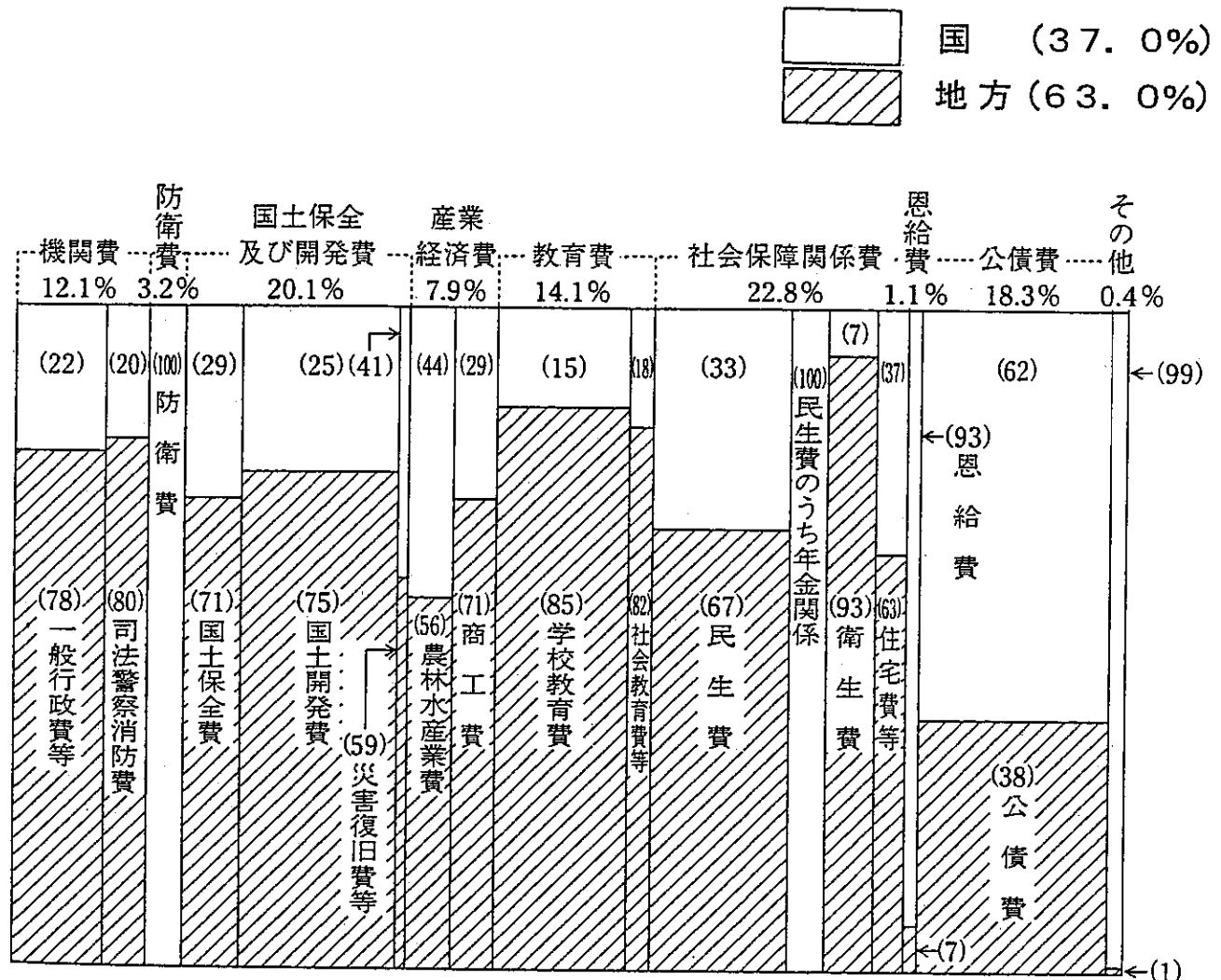
地方税関係資料

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約2/3となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成10年度）

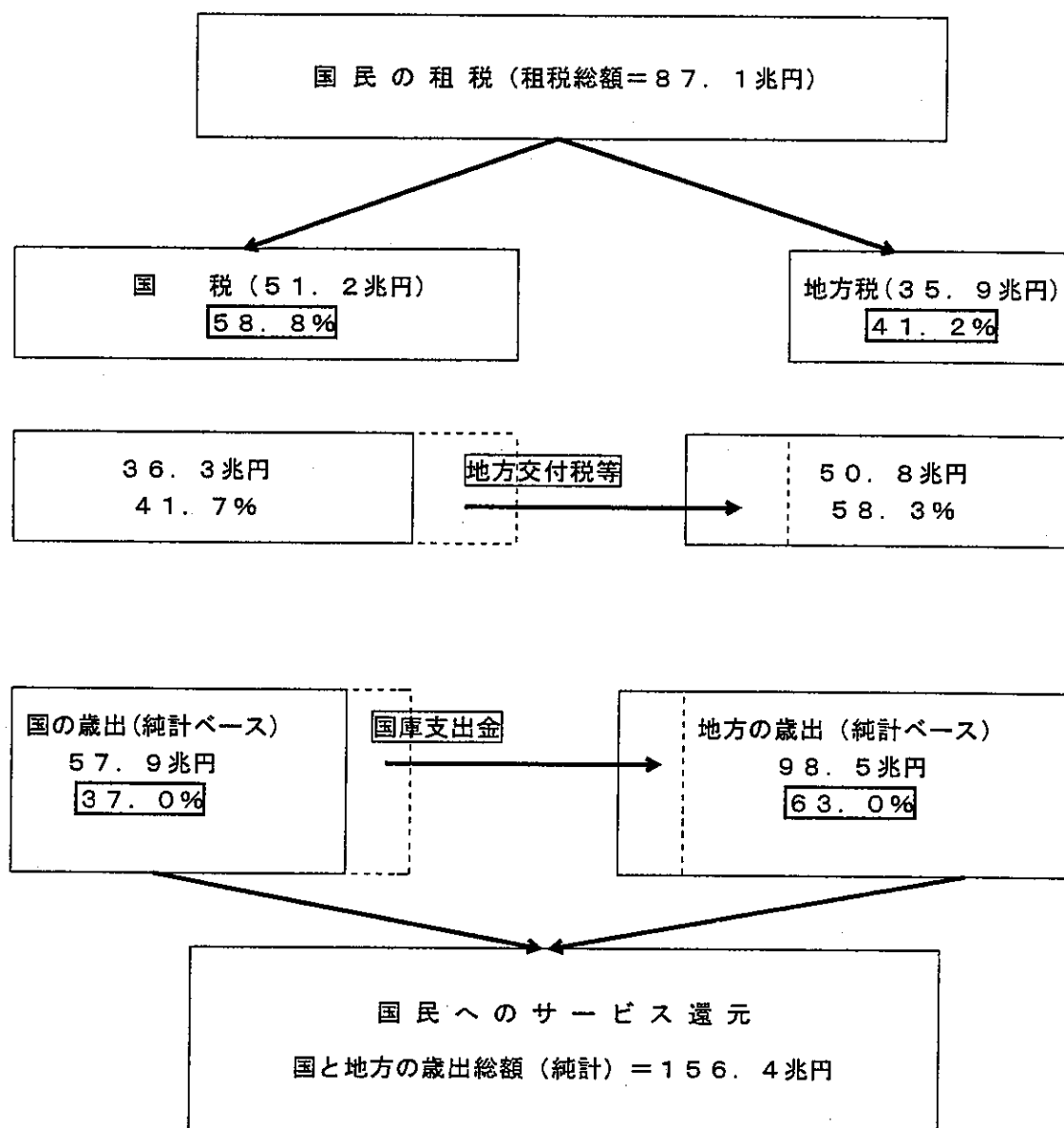
< 歳出決算・最終支出ベース >



(国：一般会計+特定の特別会計、地方：普通会計)

(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合

国・地方の財源配分（平成10年度）



地方歳出に占める地方税収入の割合

（平成10年度決算額）

地方税	地方譲与税 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
359,222 (35.9%)	186,441 (18.6%)	157,451 (15.7%)	151,356 (15.1%)	147,505 (14.7%)
地方歳出100兆1,975億円				

地方分権推進計画(抄)

〔平成10年5月29日〕
閣 議 決 定

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保

(1) 地方税

ア 地方税の充実確保

- (7) 国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1となっており、歳出規模と地方税収入との乖離が存在している。

地方税については、基本的に、この地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図る。

- (4) 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する。

平成10年度においては、事業税の外形標準課税の課題を中心に、地方の法人課税について総合的な検討を進める。

これらの検討と併せて、地方税と国庫補助負担金、地方交付税等とのあり方についても検討を加える。

- (4) このような考え方に立って地方税の充実確保を図っていく必要があるが、当面は、国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務の実施が必要な場合や国から地方公共団体への事務・権限の委譲が行われた場合において、その内容、規模等を考慮しつつ、地方税等の必要な地方一般財源の確保を図る。

イ 課税自主権の尊重

- (7) 法定外普通税の許可制度については、より課税自主権を尊重する観点から廃止し、都道府県又は市町村が法定外普通税を新設又は変更するに当たっては、国と事前協議を行うこととする。この場合、国との同意を要することとする。

ただし、税源の所在及び財政需要の有無については、事前協議の際の協議事項から除外し、国の関与を縮減することとする。

- (4) 法定外目的税については、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る。その場合、国と事前協議を行うこととし、法定外普通税と同様、国との同意を要することとする。

- (4) 標準税率を採用しない場合における国への事前の届出等については、課税自主権の尊重の観点から廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

- (4) 制限税率は、総合的な税負担の適正化を図るためにも、その全面的な廃止は適当ではないが、個人市町村民税については、住民自らが負担を決定する性格が強いこと、個人道府県民税には制限税率がないこととの均衡等を考慮し、その制限税率を廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）（抄）

附 則

（検討）

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

〔平成十一年七月八日〕

〔参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会〕

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に当たっては、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるといふ本法の趣旨を広く実現するよう努めるとともに、特に次の諸点に留意し、その適用に遺憾なきを期すべきである。

（略）

一 本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。

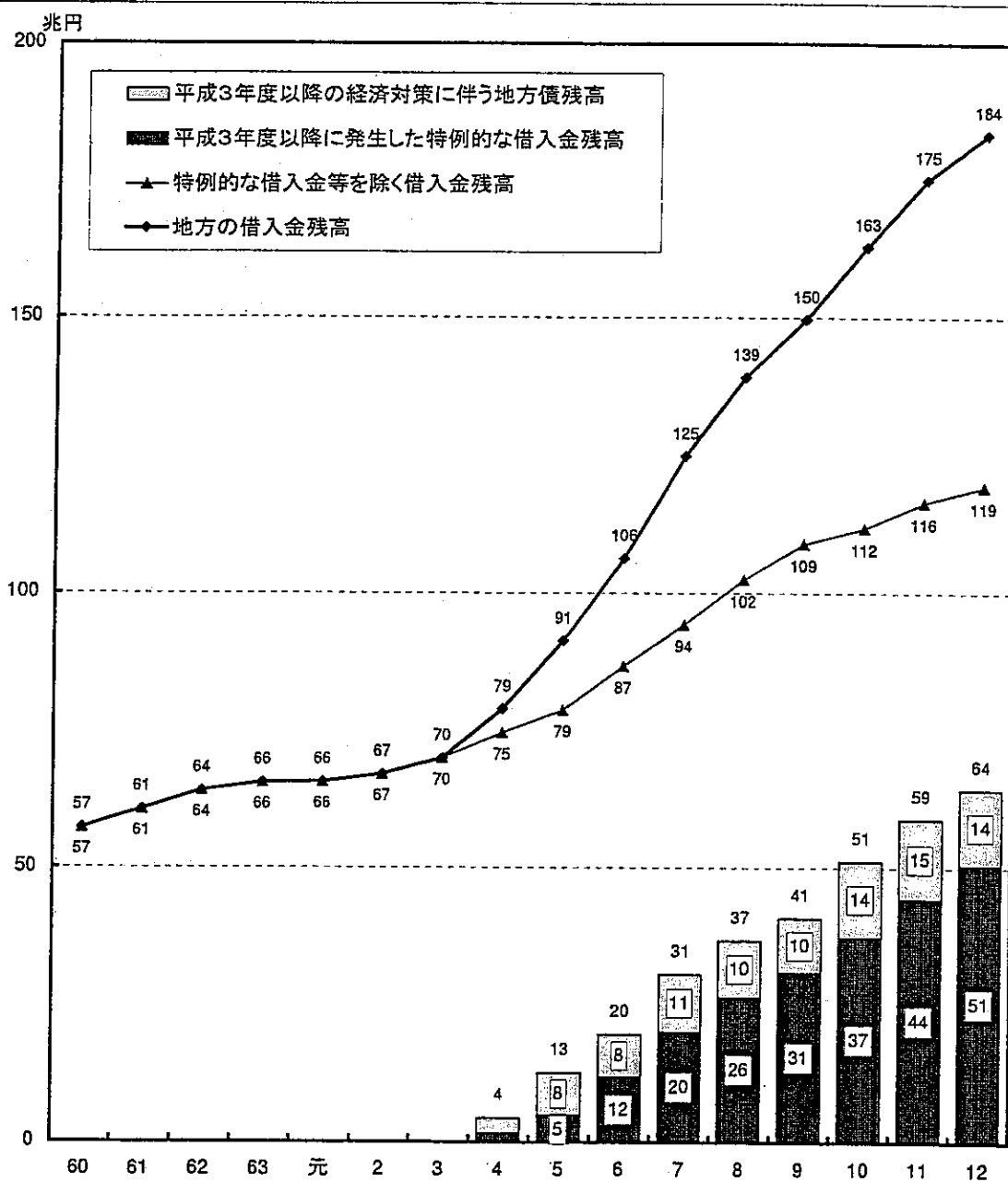
また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。

（略）

右 決議する。

地方の借入金残高と特例的な借入金等残高

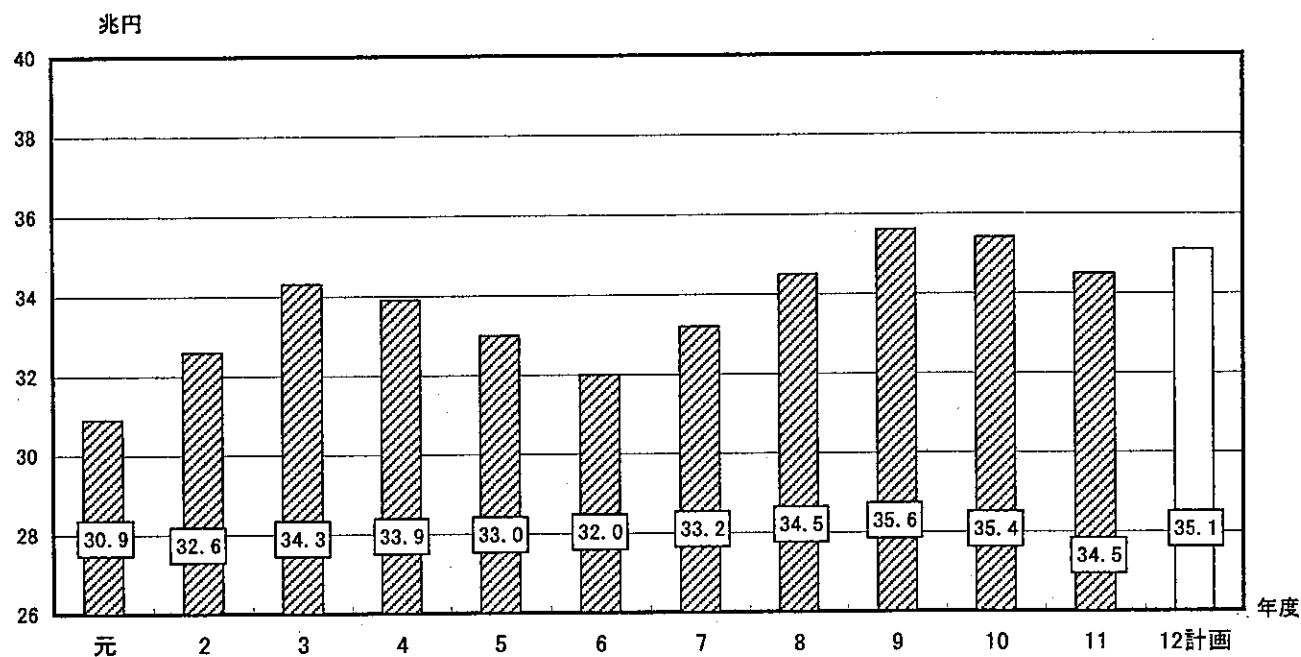
- 地方財政の借入金残高は、平成12年度末で184兆円と見込まれている。近年地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成3年度から2.6倍、114兆円の増となっている。
- この借入金の増のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、交付税特別会計借入金という特例的な借入金は51兆円と4割強(44%)を占めている。



(注1) 特例的な借入金とは、交付税特別会計借入金(地方負担分)、財源対策債、減税補てん債、臨時税収補てん債、減収補てん債である。

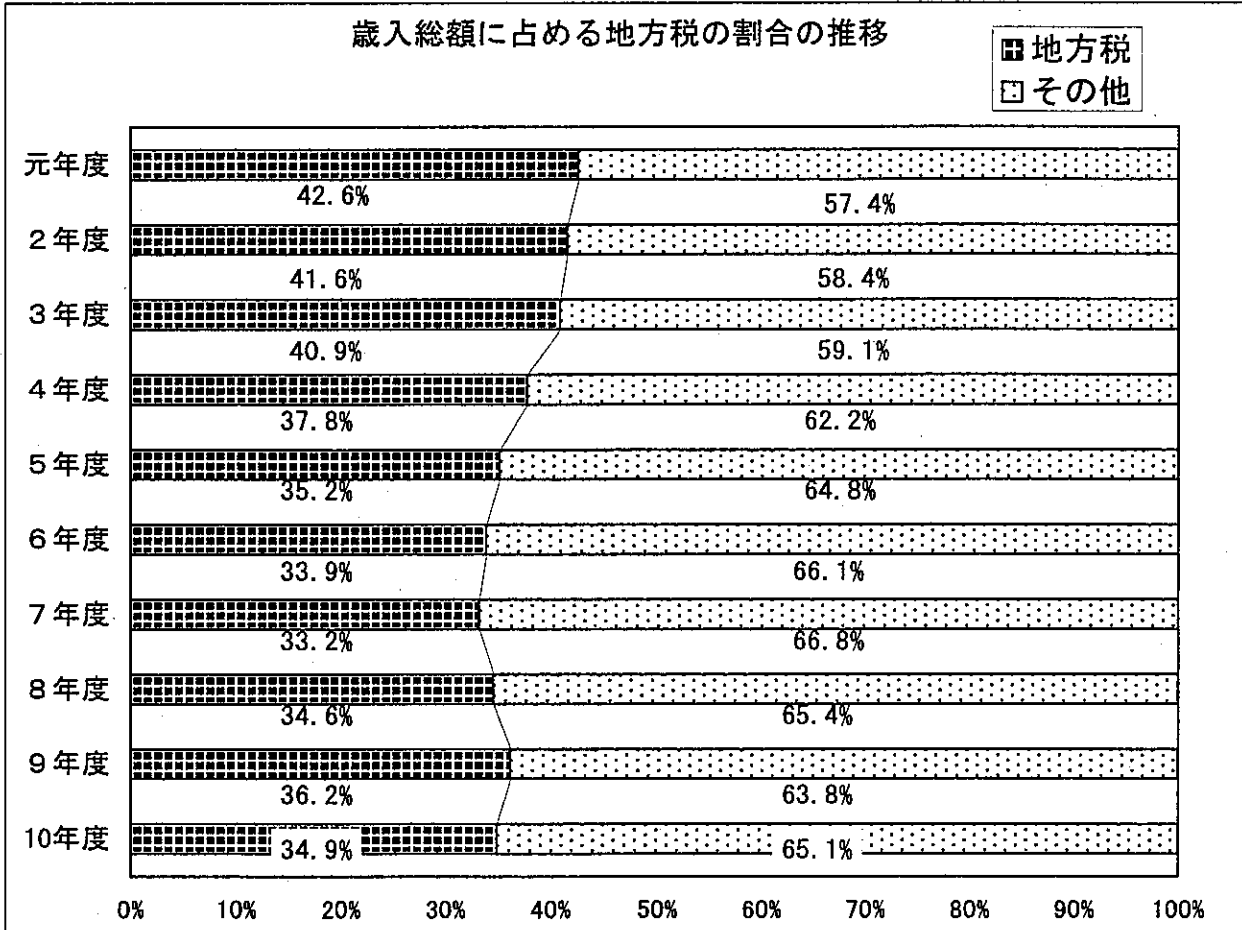
(注2) 項目毎に四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

地方税収（地方財政計画ベース）の推移



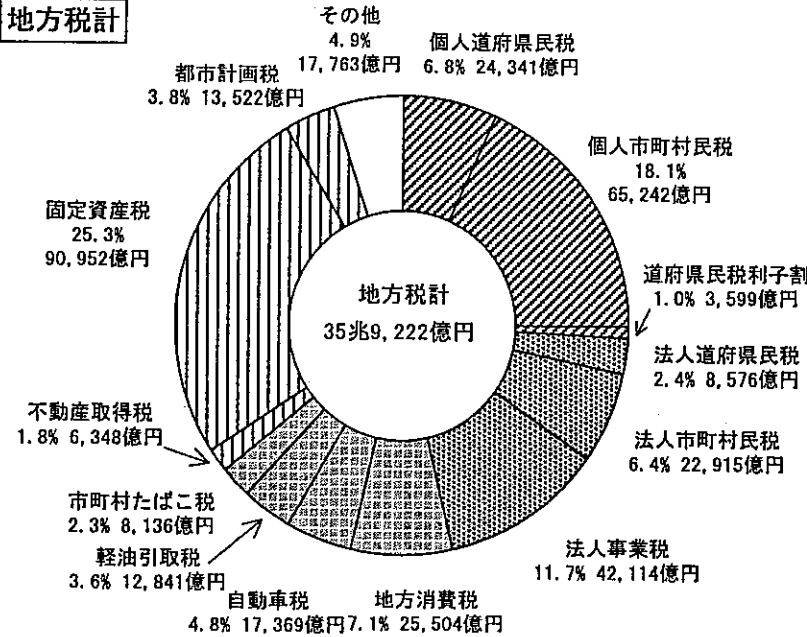
(注)平成元年度～11年度までは地方財政計画ベースの決算額(11年度は決算見込額)、
平成12年度は計画計上額である。

歳入総額に占める地方税の割合の推移

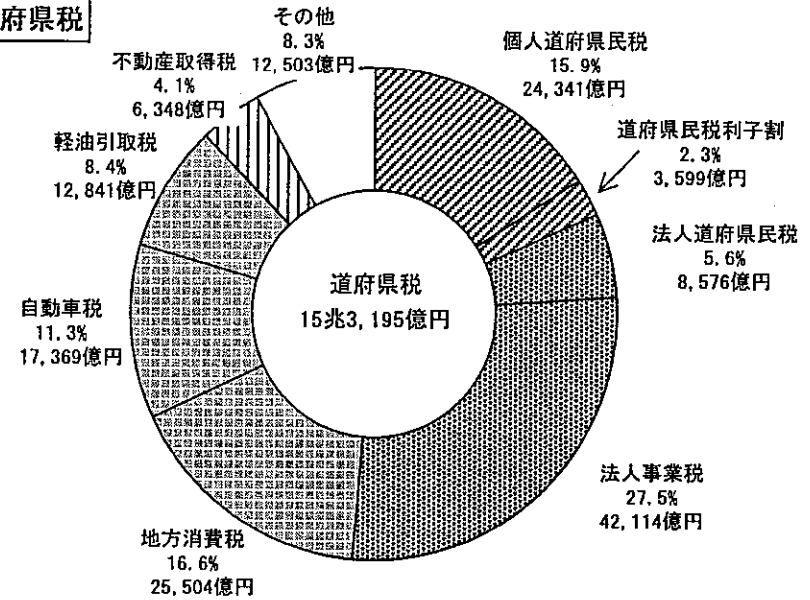


道府県税及び市町村税の税収の構成比(平成10年度決算額)

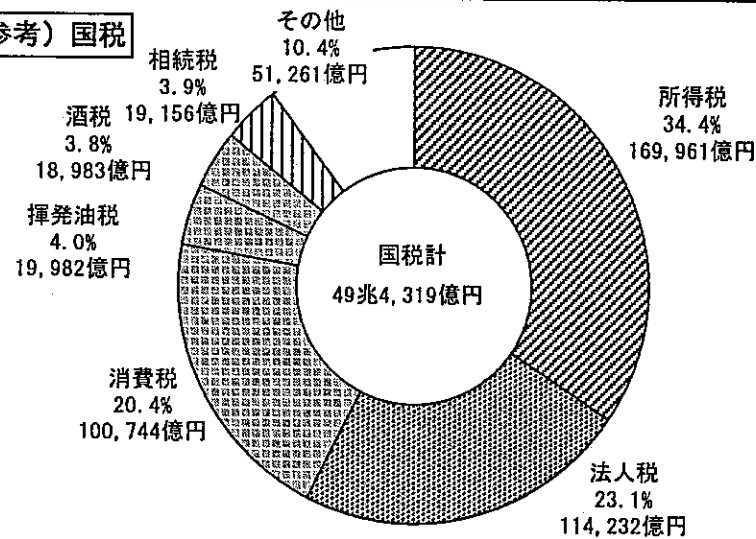
地方税計



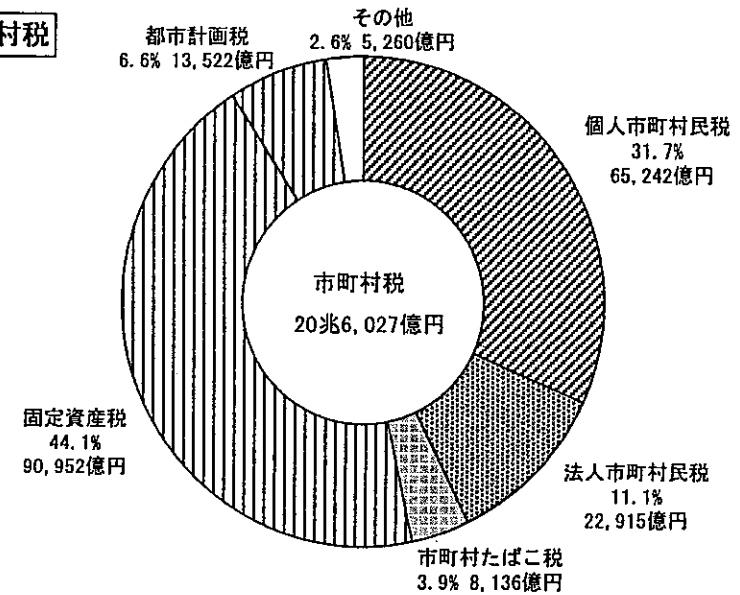
道府県税



(参考) 国税



市町村税



(注) 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

地方の基幹税目

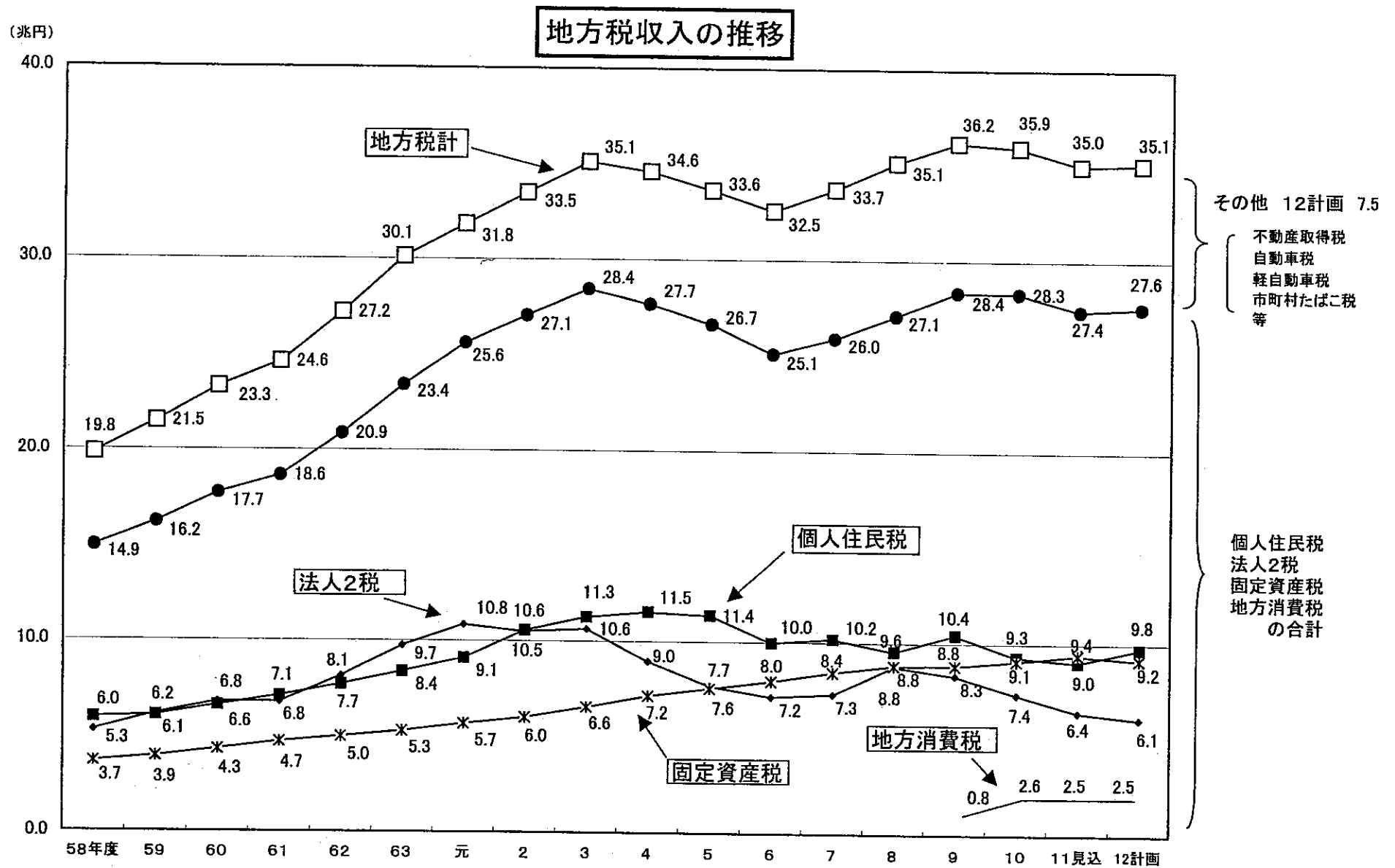
(単位：億円)

税 目	税 の 性 格	12年度税収見込額
個人住民税	地域住民による地域社会の費用の負担分任 ※ 安定的・普遍的	97,548
法人住民税	地域の構成員である法人による地域社会の費用の負担分任	24,518
法人事業税	事業活動と行政サービスとの受益関係に着目した 事業に対する課税	36,528
地方消費税	消費に広く負担を求める地方消費課税 ※ 安定的・普遍的(清算後)	25,438
固定資産税	固定資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目した 資産価値に応じた課税 ※ 安定的・普遍的	90,906

(注) 1 個人住民税には利子割を含む。

2 法人事業税については、税収安定化等の観点から、外形標準課税の導入を検討中。

3 「安定的」とは、他の基幹税目と比較して対前年度伸び率の変動が小さいこと、
「普遍的」とは、他の基幹税目と比較して各課税団体の収入の偏在が少ないことをいう。



(注) 1 平成10年度までは決算額、11年度は最近における実勢を加味して算出した実績見込額、12年度は地方財政計画額である。
 2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

兆円

自治体の社会福祉系統費と地方一般財源の増大

